平成２２年（フ）第６０３０号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番11―613号
債務者　松本　百恵
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３１号
大阪府八尾市太田３丁目198番地の２特別養護老人ホームことほぎ
債務者　式田　正孝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４１号
大阪府守口市金田町６丁目７番12号
債務者　松本　美保
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４３号
大阪市北区池田町９番７―301号
債務者　中東加代子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４５号
大阪市東住吉区湯里６丁目３番３―102号
債務者　阪本　達郎
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４６号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番５―805号
債務者　松田　千鶴
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５１号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―1203号
債務者　松家　典子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６号
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田592番地10
三島団地２―26号
債務者　大崎美保子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
福岡県豊前市大字野田411番地１
債務者　神崎　幸博
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
福岡県豊前市大字野田411番地１
債務者　神崎　明美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87
債務者　古村　徳子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
千葉県佐倉市江原台２丁目３番地９　エーデルハイムＡ棟205号
債務者　菊地　竜馬
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２６号
千葉県佐倉市弥勒町16番地１　岩澤ハイツＡ203
債務者　峰島　洋昌
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３２号
千葉県八街市四木893番地５
債務者　佐藤　峻矩
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４４号
千葉県印西市高花１丁目６番地８棟203号
債務者　橋爪　　明
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５７号
千葉県八街市八街ほ402番地６　サンコードヴィラ203号
債務者　石川　和男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５８号
千葉県富里市日吉台５丁目14番地17
債務者　湊　　恒幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部